官報告示

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、石川労働局の関係労働者を代表する者長崎正の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成30年４月４日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、石川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成30年４月18日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　石川労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、大阪労働局の関係労働者を代表する者井尻雅之の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成30年４月４日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、大阪労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成30年４月18日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　大阪労働局職業安定部雇用保険課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低工賃の改正決定に関する公示

山梨労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、山梨県婦人服製造業最低工賃（平成24年山梨労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成30年４月４日　　山梨労働局長　木幡　繁嗣

山梨県婦人服製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　山梨県の区域内で婦人服製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品　目	工　程	規　格		金　額
ワンピース 上衣 コート スカート スラックス ブラウス	そで口あきみせまつり			１着（両そで）につき　12円
	千鳥掛け	千鳥の間隔が６ミリメートル以上のもの		５センチメートルにつき　９円
	星入れ			10センチメートルにつき　13円
	ボタン付け	根巻きなし２つ穴のボタンを付けるもの		１個につき　７円
		根巻きあり４つ穴のボタンを付けるもの		１個につき　９円
	かぎホック付け			１組につき　14円
	スナップ付け			１組につき　14円
	糸ループ付け	糸ループの長さが３センチメートルのもの（作り付け）		１か所につき　８円
		糸ループの長さが５センチメートルのもの（作り付け）		１か所につき　９円
	×印しつけ止め			１か所につき　７円
	肩パット付け			１着（両肩）につき　33円
婦人用M丸首無地セーター	オーバーロックミシンによる縫製	長そで 肩・そで及びわき		１着につき　80円
	リンキングミシンによる取付け	衿（ハイネックに限る）	12ゲージ	１着につき　70円
	手かがり	衿（ハイネックに限る）		１着につき　34円

備考１　金額欄中に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、１センチメートル当たりに換算した額とし、長さ１センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。

2　品目欄中のワンピース、上衣、コート、スカート、スラックス及びブラウスについては、手作業によるまとめの業務に限るものとする。

4　効力発生の日　平成30年５月４日